

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「及び法第22条の4第1項」に、「もの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

（教育職員給与条例及び小中学校教育職員等給与条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 教育職員給与条例附則第12項、第14項若しくは第15項又は小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員給与条例附則第12項、第14項及び第15項並びに小中学校教育職員等給与条例附則第19項、第21項及び第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。